

十九番	大野行夫君	二十番	宮沢良一君
二十一番	高波忠君	二十二番	末次性男君
二十三番	君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十三番 岩田 博君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事	古谷徳男君	議事	市川昭利君
事務局長	係長	臨時書記事務補佐員	並事 川久保友子君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎君	助役	篠崎俊夫君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	町田倍二君
秘書職員課長	齊藤多市君	庶務課長	森田武君
企画財政課長	上野重勝君	環境保全課長	森田猛君
経済課長	生子国利君	福祉事務所長	八木房雄君
建設課長	森田進君	都市計画課長	内田和雄君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

市民課長	田村忠雄君	税務課長	島田猛君
下水道課長	須崎進君	用地課長	黒田登君
水道事務所長	高水求君	会計課長	石川和夫君
教育委員事務課長	浅見裕康君	教育委員事務課長	古谷正夫君
教育委員事務課長	小野光朗君	選挙管理委員会事務局長	井上久男君
市民館長	野沢久人君	企画課主幹	乙津宗吉君

日程第一

請願書の一部変更願について

日程第二

議案第百二号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第三

議案第百三号 福生市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第百十七号 議会の議員の昭和五十二年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第五

議案第百十八号 福生市の一般職員の昭和五十二年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第六

議案第百四号 福生市組織条例

日程第七

議案第百五号 福生市下水道条例

日程第八

議案第百六号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）

日程第九

議案第百七号

昭和五十二年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算
(第二号)

日程第十

議案第百八号

昭和五十二年年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第二号)

日程第十一

議案第百九号

昭和五十二年年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)
昭和五十二年年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)

日程第十二

議案第百十号

日程第十三

議案第百十一号

昭和五十一年度福生市一般会計決算認定について

日程第十四

議案第百十二号

昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第十五

議案第百十三号

昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計決算認定について

日程第十六

議案第百十四号

昭和五十一年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第十七

議案第百十五号

昭和五十一年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第十八

議案第百十六号

市道路線の変更について

日程第十九

請願第四号

高齢者事業団設立に関する請願書

日程第二十

議案第九十三号

市道路線の廃止について

日程第二十一

陳情第四号

私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書

(審査報告)

○議長(小澤仁吉)

本日議事運営について、議事運営委員会において検討され

(議事運営委員長、塩野鉄之助君)

○議長(小澤仁吉)

本日、全議決、後議事運営委員会に附属し、第二日目の日程等について検討

した結果、本日は上記のとおり、日程でお願いするかとし、新年度追加

された議員と職員が期末手当の支給割合と収入の差額が全額で報告して

来ておりますので、慎重に審査の上、即決を願うべく委員会に意見の一致を見せられ

ますのでよろしくお願いをいたします。

以上、議事運営について、議事運営委員会において検討され

日程第九 議案第百七号 昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

日程第十 議案第百八号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地地区區畫

日程第十一 議案第百九号 昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)

日程第十二 議案第百十号 昭和五十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)

日程第十三 議案第百十一号 昭和五十一年度福生市一般会計決算確定について

日程第十四 議案第百十二号 昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算確定について

日程第十五 議案第百十三号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地地区區畫

日程第十六 議案第百十四号 昭和五十一年度福生市下水道事業会計決算確定について

日程第十七 議案第百十五号 昭和五十一年度福生市受託水道事業会計決算確定について

日程第十八 議案第百十六号 昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算確定について

午前十時 開議

○副議長(小堺仁七君) ただいまから昭和五十一年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

○副議長(小堺仁七君) 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野鉄之助君登壇)
○議会運営委員長(塩野鉄之助君) 御指名でございますので報告いたします。

昨日、全協終了後議会運営委員会を開催し、第二日目の日程等について検討いたしました結果、お手元にお配りのとおり日程で願いますることとし、新に追加されました、議員と職員の期末手当の支給割合を決める条例は全協で報告もなされておりますので、慎重に審査の上即決を願うよう委員会に意見の一致を見ておりますのでよろしく願います。

以上、簡、単でございますが、議運の決定とおり本日の議事は円滑に運ばれます

議百三
議百十七
議百十八
議百四
議百六
議百二
請願者の
一部変更

よう御協力をお願い申し上げまして報告いたします。

○副議長(小堺仁七君) だいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますのでよろしく願います。

これより日程に入ります。

○副議長(小堺仁七君) 日程第一請願書の一部変更願いについて議題といたします。

本件は、去る六月の定例会において提出され、総務委員会において付託審査中であり、請願第二号北方領土(南樺太・千島列島)早期復帰実現に関する請願書について、請願者より一部変更願いが提出されたものであります。事務局として変更願いを朗読いたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○副議長(小堺仁七君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、願い出のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって請願書の一部変更願いは承認することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第二議案第百二号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 斎藤多市君登壇)

○秘書職員課長(斎藤多市君) 御指名によりまして議案第百二号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

この給与条例の改正につきましては、すでに新聞紙上等で御案内のとおり、去る八月九日、人事院は、内閣並びに国会に対して国家公務員の給与の改善勧告を出しました。その内容につきましては、平均アップ額が六・九二%で一万二千五百円という数値に相なっております。それから約二ヵ月おくれまして東京都人事委員会が十月十四日、知事並びに都議会に付しまして、やはり東京都職員の給与改善の勧告をされております。

議百九
議百三
議百十七
議百十八
議百四
議百六
議百七
議百二

す。その内容は、平均アップ額が六・六八%で一萬三千三百六十八円という数値を勧告されております。

本市におきましては、厳しい経済情勢の中で、国の人事院勧告並びに東京都の人事委員会の勧告をそれぞれ参考とし、さらに二十六市の市長会での申し合わせ事項等を尊重しつつ職員団体と折衝をしておりました。その結果、本市では給料におきまして平均アップ額が六・一八%で一萬二千二百円というような改定に相なりました次第です。

それは、この条例の末尾に折り込んであります給料表のとおりでございます。なお、これに要する主要財源といたしましては今会期中に提案しております予算書と御覧になればおわかりのことと思っておりますが、一般会計におきまして一億三千二百四十万七千円の財政需要を必要とするに相なっております。そのほか、国民健康保険、区画整理、

下水道、水道事業会計等を合わせて一億一千三百七十四万四千円でございます。

内容につきましては給料表の別表の改正と、それから扶養手当の改善で七千円を八千円、さらに四千五百円を四千八百円に改めたこと。それから住居手当を五千二百円から五千七百円に定めたことでございます。

この施行の期日といたしましては四月一日から適用したいということでございます。

二項、三項につきましては経過規定並びに委任事項を規定したものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○副議長(小堺仁七君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は総務委員会に付託したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小堺仁七君） 御異議ナレと認めます。
よつて議案第百二号は総務委員会
に付託することに決定いたしました。

○副議長（小堺仁七君） 日程第三議案第百三号「福生市下水道事業受益者負担に關する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長須崎進君登壇)

○下水道課長（須崎進君）御指名によりまして、議案第百三号福生市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

今回の一部改正は、下水道事業の受益者負担金制度の効率的な運用を図るため、負担金の納付に係る延滞金の規定等について整備をいたしたいとするものでございます。目的から、第一条から御説明申し上げます。目的、第一条でございますが、この目的、につきましては都市計画事業による下水道であるとして表現を適切にしたものでございます。したがって、公共下水道に係る福生市都市計画下水道事業に要する費用

の一部に充てゐるため、都市計画法第七十五条の規定に基づき受益者負担金を徴収するものと定めようとするものでございます。続きまして第十四条でござりますが、第十四条、延滞金の条項でござりますが、延滞金の条項中、かつ書きの中でございます。「督促状を発する前の期間、又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間、については年七・二五％」と、この年利は同じでござりますが、「その納付期限の翌日から一ヶ月を経過する日までの期間、については年七・二五％」に改めようとするものでござります。これにつきましては、徴収におきまして、銀行その他の金融機関に徴収委託した場合に督促状の發送日が明確でなくなるための納付期限の翌日から一ヶ月の経過する日までの期間、にしようとするものでございます。

この附則におきまして、この条例は公布の日から施行するといふものでございます。

以上、大變雜駁でございす。慎重御審議を賜りまして、原案御決定くださいますよう願ひ申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○副議長（小堺 仁七君）　以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本提案に対しての質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三号については建設委員会に付託し審査せしめられんことを希望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第百三号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第四議案第百十七号議会の議員の昭和五十二年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第百十七号議会の議員の昭和五十二年十二月期期末手当の支給割合を定める条例について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議員の皆さまにこの十二月期において支給すべき期末手当の支給割合は、昨日の全員協議会において御説明を申し上げましたとおり、報酬月額額の百分の三〇・三と定めます。

原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○副議長(小堺仁七君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十七号については委員会付記及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを希望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長（小堺仁七君）

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

御異議なしと認めます。

よって議案第百十七号は原案のとおり可決いたしました。

○副議長（小堺仁七君）

日程第五議案第百十八号福生市の一般職員の昭和五十二年

十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君）

議案第百十八号福生市の一般職員の昭和五十二年十二月期期末手当の支給割合を定める条例について提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

本案も昨日の全員協議会において御説明を申し上げましたとおり、この十二月期において職員に支給すべき期末手当の支給割合を給料等の月額額の百分の二百六十と

定めようとするものでございます。

なお、本案の御議決をいただきますと、職員に支給いたしまする期末手当の率は、実際には三・二ヵ月プラス二万円となるものでございます。

原案どおり御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。

○副議長（小堺仁七君）

以上、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

以上で質疑を終わります。

○三番（原田生也君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十八号については委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。

よて議案第百十八号は原案のとおり可決いたしました。

○副議長(小堺仁七君)

日程第六議案第百四号「福生市組織条例」を議題といたします。

本案について提案理由の説明をいたします。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第百四号「福生市組織条例」について提案理由と其の内容と御説明申し上げます。

現在、都内二十六市のうちで部制を設けておりません市役所は、福生、保谷、秋川の三市だけでございする関係から、いままでも議会の一般質問等において、先生方から組織の効率的な運用、あるいは責任体制の確立等のためにもできるだけ早い機会に部制を施行すべきではないかと、いろいろ御忠言をちょうだいしてまいりました。又、市役所の内部におきまして、去る六月初旬から幹部職員で組織の検討に関する

プロジェクトチームを編成いたしました結果、市長部局だけでなく、現在でも課の数で十三もある状態では、その十三の課全部をストレートに助役、市長と直結させることは、機構上、大いに無理がある旨の結論が出ましたので、本市におきまして、来年の四月一日から部制を施行することといたしました。本案を提出申し上げました次第でございます。

本条例案の内容を御説明申し上げますと、まず第一条は、どういふ部を設置するかの規定でございます。市の規模が同じ程度の都内各市の組織にいろいろ、本市においても、企画財政部、総務部、市民部、福祉部、及び建設部の五部を設置しようとするものでございます。

なお、第二条は、各部の事務分掌の規定でございます。これも、規模が同じ程度の各市にいろいろ、各部の事務分掌を本案のとおり定めようとするものでございます。次の第三条は、この条例の施行について必要な事項は別に条例で定めるものほか、市長が定める旨の市長への委任の規定を設けようとするものでございますが、別に条例で定めるものほかと申しますのは、現状としましては社会福祉事業法で条例事項とされております福生市福祉事務所設置条例、それから地方自治法で